

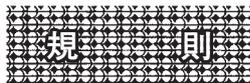


長野県報

7月6日(月)
平成21年
(2009年)
第2080号

目次

規則	
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1
告示	
人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱の一部改正（人権・男女共同参画課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
公告	
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（2件）（産業政策課）	3
林業種苗法に基づく生産事業者の登録（森林づくり推進課）	4
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査の実施（生活安全企画課）	4
一般競争入札（高校教育課）	5
一般競争入札（2件）（特別支援教育課）	5



屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年7月6日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第36号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道18号の項中

北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から北佐久郡御代田町と小諸市との境界まで	両側各1,000メートル以内	を に改め、同
北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から北佐久郡御代田町と小諸市との境界まで	両側各1,000メートル以内	
上田市国分字上沖206番1地先から上田市道染屋西野竹線との交差点まで（バイパス）	両側各100メートル以内	

表の長野市道千曲河畔線の項の次に次のように加える。

上田市道川辺町国分線	国分トンネル東口（上田市国分字堂浦816番5地先）から終点まで	両側各100メートル以内及び国分トンネル東口からトンネルに向かって100メートル以内
------------	---------------------------------	--

別表第3の一般国道18号の項中

一般国道141号との交差点（上田市踏入2丁目1122番ノ29地先）から県道小諸上田線との交差点まで	埴科郡坂城町に向かって右側500メートル以内及び左側200メートル以内	を
一般国道141号との交差点（上田市踏入2丁目1122番29地先）から県道小諸上田線との交差点まで	埴科郡坂城町に向かって右側500メートル以内及び左側200メートル以内	
上田市道染屋西野竹線との交差点から上田市道川原柳豊里線との交差点まで（バイパス）	両側各100メートル以内	に改める。

附則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
- この規則の施行の前日に表示し、又は設置された屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条第2項又は第9条第1項に規定する地域については、新規則別表第2又は別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築指導課